

答申の概要

新しい時代を切り拓く生涯学習の振興方策について ～知の循環型社会の構築を目指して～(答申の概要)

平成17年6月の諮問「新しい時代を切り拓く生涯学習の振興方策について」を受けて審議を開始。平成18年12月の教育基本法改正による「生涯学習の理念」(第3条)、「家庭教育」(第10条)、「社会教育」(第12条)、「学校、家庭、地域住民等の相互の連携協力」(第13条)等の規定の充実を踏まえた提言となっている。

<第1部> 今後の生涯学習の振興方策について

1. 生涯学習の振興への要請－高まる必要性と重要性

○総合的な「知」が求められる時代－社会の変化による要請

社会の変化に対応していくためには、自ら課題を見つけ考える力、柔軟な思考力、身に付けた知識や技能を活用して複雑な課題を解決する力及び他者との関係を築く力に加え、豊かな人間性等を含む総合的な「知」が必要となる。また、その他、自立した個人やコミュニティ(地域社会)の形成への要請、持続可能な社会の構築への要請等を踏まえ、生涯学習振興の必要性が高まっている。

2. 社会の変化や要請に対応するために必要な力

○次代を担う子どもたちに必要な「生きる力」

子どもたちに必要とされる「生きる力」は学校教育のみならず、実社会における多様な体験等と相まって伸長していくもの。子どもたちが学校の内外で、その発達段階に応じて「生きる力」を育むことができるような環境づくりが求められている。

○成人に必要な変化の激しい時代を生き抜くために必要な力

成人についても、変化の激しい社会を、自立した一人の人間として力強く生きていくための総合的な力を身に付けることができるよう、生涯にわたって学習を継続でき、その成果を適切に生かせる環境づくりが求められている。

3. 目指すべき施策の方向性

○国民一人一人の生涯を通じた学習の支援－国民の「学ぶ意欲」を支える ～「個人の要望」を踏まえるとともに「社会の要請」を重視～

・今後必要とされる力を身に付けるための学習機会の在り方についての検討

子どもたちの学校教育外の学習の在り方について、「生きる力」を身に付ける上で、より効果的・効率的な社会教育のプログラムの在り方等について検討。成人についても、社会の変化に対応できる総合的な力について検討。

・多様な学習機会の提供及び再チャレンジが可能な環境の整備

「学び直し」や新たな学びへの挑戦、学習成果を生かすことが可能な環境を整備。

・学習成果の評価の社会的通用性の向上

民間事業者が提供する学習機会について、その学習内容や学習成果等の質の保証や評価を行う方策や、行政と民間事業者との連携方策等について検討。

○社会全体の教育力の向上－学校・家庭・地域が連携するための仕組みづくり

・社会全体の教育力向上の必要性

子どもの「生きる力」や、変化の激しい社会を生き抜くための成人の力を育成するための環境づくりに社会全体で取り組むことが必要。

・地域社会全体での目標の共有化

どのような仕組みをつくってその教育力を向上させていくのか等について、地域社会の各関係者が、当該地域社会におけるニーズを踏まえ目標を共有化することが必要。

・連携・ネットワークと行政機能に着目した新たな行政の展開

ネットワークを構築することにより、必要としている者に行き届くきめ細かい対応をすること及び必要とされる場所に「出向いていく」行政を推進することが必要。

4. 具体的方策

○国民一人一人の生涯を通じた学習の支援－国民の「学ぶ意欲」を支える

①今後必要とされる力を身に付けるための学習機会の在り方についての検討

- ・子どもの学校教育外の学習や活動プログラム等の在り方の検討

②多様な学習機会の提供、再チャレンジが可能な環境の整備

- ・社会教育施設等を活用した多様な学習の場の充実
- ・相談体制の充実
- ・情報通信技術の活用
- ・再チャレンジ支援
- ・学習成果を生かす機会の充実

③学習成果の評価の社会的通用性の向上

- ・履修証明制度等の活用
- ・多様な教育サービスの在り方やそのための質保証の在り方の検討

○社会全体の教育力の向上－学校・家庭・地域が連携するための仕組みづくり

- ・身近な地域における家庭教育支援基盤の形成等
- ・家庭教育を支援する人材の養成
- ・学校を地域の拠点として社会全体で支援する取組の推進（学校支援地域本部、放課後子どもプラン）
- ・学校・家庭・地域を結ぶPTA活動の充実
- ・地域の教育力向上のための社会教育施設の活用
- ・大学等の高等教育機関と地域の連携

5. 施策を推進する際の留意点

○「個人の要望」と「社会の要請」のバランスの視点

○「継承」と「創造」等を通じた持続可能な社会の発展を目指す視点

○連携・ネットワークを構築して施策を推進する視点

<第2部> 施策を推進するに当たっての行政の在り方

1. 基本的な考え方

○これまでの生涯学習の振興方策等について－基本的な検討課題

- ・生涯学習、社会教育、学校教育の関係等について概念の整理が必要
- ・社会教育行政の大きな役割等に応じていくためには、社会教育を専門とする人材や施設等の在り方について検討が必要
- ・「社会の要請」について検討が必要
- ・学習成果の評価の方策について検討が必要
- ・改正教育基本法を踏まえた生涯学習振興行政・社会教育行政の見直しについて検討が必要

○生涯学習の理念等についての基本的考え方

- ・社会教育行政や学校教育行政、首長部局において実施される生涯学習に資する施策等を総合的に調和・統合させるための行政が、生涯学習の理念を実現させるための生涯学習振興行政の固有の領域であること
- ・生涯学習振興行政において社会教育行政は中核的な役割を担うこと 等

2. 今後の行政の在り方－生涯学習振興行政・社会教育行政の再構築

○国、都道府県及び市町村の任務の在り方等

教育基本法の改正を踏まえ、教育委員会の新たな役割の明確化（学校支援活動や家庭教育支援等）

○社会教育を推進する地域の拠点施設の在り方

公民館・図書館・博物館の運営状況に関する評価及び改善、情報提供に関する規定の整備等に関する機能の活性化

○生涯学習・社会教育の推進を支える人材の在り方

司書及び学芸員等の資格要件の見直しと研修に関する規定の整備等による社会教育に係る専門職員の資質向上

○NPO、民間事業者等と行政の連携の在り方

地域の実態等に応じた積極的な連携、民間団体の情報収集や活動内容に関するデータベースの整備

○地方公共団体における体制について

教育委員会と首長との関係、社会教育関係団体に対する補助金交付に関する地域の実情に応じた手続きの弾力化

○国の教育行政の在り方

全国的な観点からの基本的な方針等の策定、横断的な「機能」に対応して柔軟に連携を支援する仕組みの検討 等

答申の主なポイント

社会の変化に対応した
総合的な知の必要性

地域の社会構造の変化

教育基本法の改正

「生涯学習の理念」(第3条)、「家庭教育」(第10条)、
「社会教育」(第12条)、「学校、家庭及び地域住民等の相互の連携協力」(第13条)

新しい時代に対応した自立した個人や地域社会の形成に向けた
生涯学習振興・社会教育の必要性・重要性

学習成果の活用

国民一人一人の生涯を通じた
学習への支援

個人の要望 + 社会の要請

- 変化に対応し、社会を生き抜く力
（「生きる力」等）の育成
－学校外の活動プログラムの検討の充実
- 多様な学習機会、再チャレンジ可能な
環境の整備、相談体制の充実
－生涯学習プラットフォームの形成
- 学習成果の評価の通用性向上
－検定試験の質保証の仕組みの検討 等

「**知の循環型社会**」の構築

社会全体の教育力の向上

学校 + 家庭 + 地域

～地域の課題・目標の共有化～

- 身近な地域における家庭教育支援
－きめ細かな学習機会・情報の提供、相談対応
- 学校を拠点に地域ぐるみで子どもの
教育を行う環境づくり
－学校支援の仕組みづくり、放課後の居場所づくり
- 社会教育施設等のネットワーク化
－公民館、図書館、博物館等の活用
- 大学等との連携 等

新たな学習の需要

新たな施策

<制度>

○社会教育関係三法の改正

- ・教育委員会の新たな役割の明確化（学校支援活動や家庭教育支援等）
- ・司書及び学芸員等の資格要件の見直しと研修の充実 等

<事業による仕組みづくり>

○地域ぐるみで子どもの教育を行う環境づくり

- ・放課後子どもプラン、学校支援地域本部事業の推進

○学習成果の評価の仕組みづくり

- ・民間事業者が行う検定試験等に関する評価の客観性や質を担保する新たな仕組みづくり 等